

3. 加入の呼びかけの進め方(例)

(1) 呼びかけ手順

地域へ転入してきた方へ、加入を呼びかける際に、次のポイントを確認し、効果的な加入促進を実践しましょう。

自治公民館の役割を再認識しましょう。

- ・自治公民館の役割を再認識し、役員間で認識を共有しましょう。
- ・活動内容を2～3つ説明できるように資料などがあれば準備しましょう。
- ・自治公民館への加入の呼びかけには、熱意をもってのぞむようにしましょう。

(2) 訪問手順

訪問する際は、自治公民館への加入を強制するのではなく、一人一人の力が、地域づくりを支える力となることを伝えることが大切です。自治公民館加入の必要性・重要性を理解、納得してもらい、自発的に加入してもらうことが重要です。

訪問人数

- ・できれば2～3人（可能な限り支部長以外にも公民館役員が同行しましょう。）
- ・数名で訪問する際、女性が同行することにより相手の受ける印象も和らぐため、話がしやすくなるかもしれません。

訪問時間帯

- ・相手の応対可能な時間帯を考慮しましょう。（夜間はなるべく訪問しない。）
- ・お仕事をされている場合、休日の午前中はゆっくり休んでいることが多いため、訪問をさけた方がよいかもしれません。

(3) 集合住宅居住者への加入呼びかけ

集合住宅の居住者は、自治公民館活動に関心が低くなりがちです。集合住宅には分譲や賃貸などの種類があり、また、住む方は、子育て中の世帯や学生、単身世帯など様々なので、それぞれの対応が必要となります。以下に一例を示します。

賃貸マンション・アパートの場合

- ・マンションやアパートの周りの清掃など、負担の少ない範囲でできることから自治公民館の活動に参加してもらえるようにしましょう。
- ・火事や地震、台風などの際には、自治公民館活動で、ご近所が顔見知りになっておくことで、助け合えることなどを説明しましょう。

(4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ

学生や短期居住者は、自治公民館活動に関心が低くなりがちです。加入の呼びかけに苦慮します。居住期間中に、もしものことがあったら地域のつながりがあるからこそできることを伝え、できる範囲で活動に参加してもらうよう働きかけることが大事です。

学生・短期居住単身者の場合

- ・いざ、という時のための自治公民館の役割の重要性を理解してもらいましょう。
- ・活動には、それぞれ個人の事情に合わせて参加できることを伝えましょう。

(5) 事業者に対する働きかけ

事業者に対しても同じ地域の一員として、加入を依頼しましょう。地域の情報は、事業者にとっても大切なもので、いざというときの協力体制が築けることはお互いのメリットになることを認識してもらいましょう。

事業者の場合

- ・事業者には、六月灯などの行事への参加や、協賛などの方法で地域に貢献していただくようお願いしましょう。また、清掃活動などもお知らせ

4. 一般的な想定質問とその回答例

加入の呼びかけなどのときに、相手から質問されることがあります。加入していただくには、相手の質問にしっかり応え、理解してもらうことが重要です。

ここでは、想定質問とその回答例となります、あくまでも一般例ですので、各自治公民館、各支部に応じてご活用ください。

Q1. そもそも自治公民館、自治会活動って何ですか？

A1. 住民によって管理・運営され、地域課題について学習したり、集い語り合ったりする「学びの場」や「集いの場」である自治公民館活動を行うとともに、地域の安心・安全を自主的に担い、良好な生活環境に取り組む清掃や防災などの自治会活動を行う任意団体です。

Q2. 自治公民館って町内にいくつあるんですか？加入率はどうなっていますか？

A2. 町内には、地域ごとに30の自治公民館、224の支部があります。加入世帯数は、令和6年6月現在で、6,737世帯、加入率は、58.0%です。

Q3. 自治公民館の区域って何を基準に区切られているんですか？

A3. 基本的には、自治公民館の区切りは、接する各自治公民館長の同意、支部の区切りは、接する各支部長の同意により、住民同士で決めています。特に明確な基準はありませんが、大きな道路や川などを境にするなど、地域の広さ、加入戸数もさまざまです。

Q4. 自治公民館ってどんな活動をしているんですか？

A4. 自治公民館では、六月灯や、敬老会などの行事を通じて会員相互の親睦を図りながら、自治公民館（支部）が設置したごみステーションの維持管理、地域の清掃活動などを行っており、安心・安全なよい良い地域づくりを行っています。



Q5. 自治公民館において親睦活動を行う
メリットは何ですか？

A5. 六月灯などの地域住民が交流を深めるイベントなどによって、近隣住民が顔見知りになり、コミュニケーションが図られることにより、日常における支え合いや助け合いにつながっていきます。

特に、地震や台風などの災害の際には、近くに顔見知りの人がいるということは、救助の大きな力となります。



Q6. 自治公民館と町の関係は？

A6. 自治公民館は、地域住民で組織した任意の団体です。町が推進する「町民との協働によるまちづくり」の大切なパートナーとして、協力・連携しながら明るく住み良いまちづくりに取り組んでいます。また、町は、自治公民館長を行事務連絡員として委託し、回覧や広報誌などによる周知事務を行っています。さらに、自治公民館の運営費や、活動拠点施設の整備や大規模修繕などに対し、町から補助金が交付されており、まちづくりにおいて、お互いを補完する関係にあります。

Q7. 税金を払っているのだから、町が地域のことをしてくれるのではないのですか？

A7. 地域での日ごろの支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、町だけでできることではありません。自治公民館が主体となって、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細かなまちづくりができます。

Q8. 自治公民館や支部の会費はどのように使われているのですか？

A8. 皆様からお預かりする館費や支部費は、自治公民館全体で行う清掃活動時のお茶やごみ袋代、六月灯などの親睦のためのイベントの際の費用、子ども会や青壮年会、さんさんクラブ（高齢者クラブ）などの活動に補助を行ったり、自治公民館（支部）が設置したごみステーションの維持管理費、活動拠点となっている施設の電気代や修繕費などに使われています。会費の使い方は毎年の自治公民館総会により会員の皆さんの承認を得て決定しています。



※ここで、自分の地区や支部の会費(館費、支部費)がいくらなのか、何に使われているのか、調べてみましょう！

項目	月額	年額		何に使われているのか。
館費(区費)	()円	()円	⇒	
支部費	()円	()円	⇒	
連協費	()円	()円	⇒	
消防団後援会費	()円	()円	⇒	
日本赤十字協力費	()円	()円	⇒	
赤い羽根共同募金	()円	()円	⇒	
社会福祉協議会費	()円	()円	⇒	
()費	()円	()円	⇒	
()費	()円	()円	⇒	
()費	()円	()円	⇒	
合計	()円	()円		

Q9. 自治公民館の役員に報酬は出ているのですか？

A9. 館長、副館長や会計、支部長などの役員は、地域をよくしたいという思いで活動をしていただいています。各自治公民館で違いはありますが、報酬を支払っています。

Q10. 自治公民館の会費は誰が管理しているのですか？

A10. 館費については、自治公民館の会計を担当する方が適正に管理しています。収入や支出の内訳などは、毎年の総会などで会員に公開され、承認を得ています。

Q11. 自治公民館には、会費以外に収入はあるのでしょうか？

A11. はい、会費以外に収入があります。自治公民館による活動全般に対する町からの補助金や、回覧板や広報誌による行政情報の伝達に対する町からの交付金、資源ごみ回収奨励金、また、施設の使用料(自治公民館以外の人を使用する場合など)、イベント時の寄附金などがあります。



Q12. 個人情報についてはきちんと管理されているのですか？

A12. 皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、自治公民館の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。

一方で、個人情報の提供に関する同意書をいただいた館長や、支部長は、支部内に、新しい転入者は転居者があった場合には、館長や支部長の氏名や連絡先を転入者などに提供しています。

Q13. 自治公民館には入らないといけないのですか？

A13. 加入は強制ではありません。しかし、防災・防犯や子どもの見守りなど、生活に密着した課題に隣近所の助け合いが必要です。また、防犯灯の維持管理なども自治公民館で行っています。ぜひ加入してください。

Q14. 自治公民館に加入すると、どんなメリットがありますか？

A14. 自治公民館は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安心・安全で住み良い地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆様の参加により実現します。ぜひお力をお貸してください。

Q15. 高齢となったので自治公民館をやめたいのですが。

A15. 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。活動については、できる範囲でかまいませんので、ぜひ引き続き加入・参加ください。また、年齢によっては、役員免除や館費の免除などの制度のある自治公民館などもあります。

Q16. 学生なので、自治公民館に加入しなくてもよいですか？

A16. 学生も地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。地震や台風などで避難が必要な時など、地域で安心して暮らしていくためにも大切なことです。これから社会に出ていく中で、地域の自治公民館活動での経験は、きっと役に立つと思います。各種イベントにも協力して下さると大変助かります。

Q17. 単身で帰りも遅く、自治公民館活動に参加できないのですが。

A17. 地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。休日の行事、六月灯などのイベントなど、できる範囲でかまいません。参加いただくと、近所に顔見知りができ、何か困った時に皆で支え合えるはずです。

Q18. この地域に長く住まないのですが。

A18. お住まいの期間中だけでも、地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。災害などはいつ発生するかわかりません。いざという時のためにも、日ごろから地域での交流をもつことにより安心して暮らせる環境をつくりましょう。館費などは、基本的に月額制なので、お住まいの期間に応じてお納めいただければ大丈夫です。

Q19. ごみステーションはどこが管理しているのですか？

A19. 自治公民館（支部）が設置したごみステーションを、管理しています。修繕費などの維持管理にかかる費用は、支部費から賄っています。



Q20. 自治公民館に加入しなくてもごみステーションを使用できますか？

A20. 現在、自治公民館（支部）が管理するごみステーションに、加入していない方が利用する場合は、原則として管理者である支部長等の許可が必要となります。

Q21. 近所に、カーブミラーを設置してほしいところがあるのですが。

A21. 事故が起きてからでは遅いですね。お気づきの箇所があれば、まずは、支部長や自治公民館に相談ください。自治公民館を通して交通安全協会三股支部の地区委員長がとりまとめ地区要望を町に提出します。町は、協会と連携しながら、緊急度などを総合的に判断し、設置することになります。

